新型インフルエンザ対策について

新型インフルエンザ等対策について

新型インフルエンザ とは

新たに人から人に伝染する能力を有することとなったウイルスを病原体とするインフルエンザであって、 一般に国民が当該感染症に対する免疫を獲得していないことから、全国的かつ急速なまん延により国 民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあると認められるもの。

新型インフルエンザ等

新型インフルエンザ及び全国的かつ急速なまん延のおそれのある新感染症に対する対策の強化を図 り、国民の命及び健康を保護し、国民生活及び国民経済に及ぼす影響が最小となるようにすることを 対策特別措置法とは 目的。

1. 特措法上の新型インフルエンザ等対策の体制整備等

- (1)行動計画等の作成
 - ① 国、地方公共団体の行動計画の作成、物資・資材の備蓄、訓練、国民への知識の普及
 - ② 指定公共機関(医療、医薬品・医療機器の製造・販売、電力、ガス、輸送等を営む法人)の指定・業務計画の作成
- (2)権利に制限が加えられるときであっても、当該制限は必要最小限のものとすること
- (3)発生時に国、都道府県の対策本部を設置、新型インフルエンザ等緊急事態に市町村の対策本部を設置
- (4)発生時における特定接種(登録事業者(※)の従業員等に対する先行的予防接種)の実施 ※医療提供業務又は国民生活・国民経済の安定に寄与する業務を行う事業者であって、厚生労働大臣の定めるところにより 厚生労働大臣の登録を受けているもの
- (5) 海外発生時の水際対策の的確な実施

2. 特措法上の「新型インフルエンザ等緊急事態」発生の際の措置

- 外出自粛要請、興行場、催物等の制限等の要請・指示(潜伏期間、治癒するまでの期間等を考慮)
- 住民に対する予防接種の実施(国による必要な財政負担)
- 医療提供体制の確保(臨時の医療施設等)
- 緊急物資の運送の要請・指示 **(4**)
- 政令で定める特定物資の売渡しの要請・収用
- 埋葬・火葬の特例 **(6)**
- 生活関連物資等の価格の安定(国民生活安定緊急措置法等の的確な運用)
- 行政上の申請期限の延長等 (8)
- 政府関係金融機関等による融資

新型インフルエンザ等対策政府行動計画の概要

発生段階ごとの対策の概要

海外発生期

国内発生早期

国内感染期

小康期

考え方 対策の

実施体

国内発生をできる限り遅らせる

国内発生に備えての体制整備

流行のピークを遅らせるための感 染対策を実施

感染拡大に備えた体制整備

·対策の主眼を早期の積極的な感染拡 大防止から被害軽減に変更

・国内感染の拡大に伴う基本的対処方

必要なライフライン等の事業活動を継

- 第二波に備えた第一波 の評価
- 医療体制、社会経済活 動の回復

国、地方公共団体、指定公共機関等を挙げての体制強化

- ・対策本部の設置(政府・都道府県) ・国内発生の初期に必要に応じ政府 ※疑いの段階で必要に応じ、閣僚会 現地対策本部の設置 議を開催
- ·基本的対処方針の決定

★必要に応じて緊急事態宣言(市町村対策本部の設置)

針の変更

基本的対処方針の変更

・対策の見直し

等

等

情報収集

情報提供

発生段階に応じたサーベイランスの実施

- ・国際的な連携による情報収集
- ・国内発生に備えたサーベイランス 体制の強化
- ・新型インフルエンザ等患者の全数把
- 患者の臨床情報把握

- ・入院患者、死亡者の発生動向を調査、 重症化の状況を把握
- 集団発生の把握(患者の増加に伴い 全数把握は中止)

同左

・各国の対応に係る情報収

・引続き学校等における集 団発生状況の把握

一元的な情報発信、国民への分かりやすい情報提供

- ・海外での発生状況情報提供
- ・地方公共団体との情報共有の強化、 国民への情報発信の強化
- ・コールセンター等の充実・強化

等

- ・情報提供のあり方の見直
- コールセンター等に寄せ られた問い合わせのとり まとめ

(注)段階はあくまで目安として、必要な対策を柔軟に選択し、実施する。

海外発生期 国内発生早期 国内感染期 小康期 国内発生をできる限り遅らせる 第二波に備えた第一波 考え 対策の 方 流行のピークを遅らせるための感 早期の積極的な感染対策から被害軽 ・国内発生に備えての体制整備 染対策を実施 の評価 減に変更 医療体制、社会経済活 感染拡大に備えた体制整備 ・必要なライフライン等の事業活動を継 動の回復 住民接種の準備・開始 水際対策の開始 ・住民等に対する手洗い、咳ェチケット等の・第二波に備えた住民に対 ・住民等に対する手洗い、咳ェチケット等の まん延防止 ワクチンの確保 予防 勧奨 する予防接種の継続 特定接種の準備・開始 住民接種の継続 ★不要不急の外出の自粛要請 ★不要不急の外出の自粛要請 ※ ★学校等の施設の使用制限 ★学校等の施設の使用制限 ※ ※患者数増加に伴い医療体制の負荷 が過大となる特別な場合 専用外来における医療提供の継続 ・ファクシミリによる処方せん送付 抗インフルエンザウイル 国内発生に備えた医療体制整備 ・必要に応じた一般医療機関における ・備蓄している抗インフルエンザ薬の使用 ス薬の備蓄 医 「帰国者接触者外来」の設置 診療の開始 医療従事者に対する従事要請及び補 ・診断・治療に資する情報等の医療機 関への提供 ★臨時の医療施設の設置 療 抗インフルエンザウイルス薬の適正な 流通指導 等 ・消費者としての適切な行動の呼びかけ、★新型インフルエンザ等緊 ・消費者としての適切な行動の呼びか 指定公共機関等の事業継続に向 事業者に買占め・売惜しみが生じない 急事態に関する融資 経済の安定の確保国民生活及び国民 け、事業者に買占め・売惜しみが生じ けた準備 よう要請 ないよう要請 ・職場における感染対策の準備 ★緊急物資の運送 ★指定公共機関は業務の実施のた ★生活関連物資等の価格の安定 めの必要な措置を開始 ★物資の売渡しの要請 ★緊急物資の運送 ★生活関連物資等の価格の安定 ★新型インフルエンザ等緊急事態に関す る融資 ★権利利益の保全 ★新型インフルエンザ等緊急事態宣言時のみ必要に応じて実施する措置 (注)段階はあくまで目安として、必要な対策を柔軟に選択し、実施する。 未発生期(事前の準備) ・行動計画等の作成(国、地方公共団体、指定公共機関等)/・訓練の実施/・感染症や公衆衛生に関する情報提供 /・ワクチンの研究開発 /・ワクチンの備蓄 /・ワクチンの接種体制の整備 / ・抗インフル薬の備蓄 /・地域医療体制の整備

新型インフルエンザ等対策ガイドラインの概要

- ○各分野における対策の具体的な内容・実施方法等を明記。
- 〇本ガイドラインの周知・啓発により、国のみならず、地方公共団体、医療機関、事業者、家庭、個人等における具体的な取組をより促進。

サーベイランス・情報収集、情報提供・共有

- 1. サーベイランスに関するガイドライン
 - : 平時よりインフルエンザの発生動向について情報収集及び分析評価を行える体制を整備し、対策立案・国民等への情報還元に活用。
- 2. 情報提供・共有(リスクコミュニケーション)に関するガイドライン
 - :国民や関係機関に適切な情報提供を行い、その理解と協力を求め、社会的混乱を防止。情報提供体制の整備。

予防・まん延防止

- 3. 水際対策に関するガイドライン
 - :国内でのまん延をできるだけ遅らせるため、病原性等に応じた検疫を実施。在外邦人への支援等を実施。
- 4. まん延防止に関するガイドライン
 - :流行のピークをできるだけ遅らせ、またそのピーク時の患者数等を小さくし、患者数を医療提供能力の範囲内に抑制するため、咳エチケット・手洗い等の促進や、緊急事態においては不要不急の外出の自粛、施設の使用制限の要請などのまん延防止対策を実施。
- 5. 予防接種に関するガイドライン
 - : ワクチンの確保、供給体制、特定接種及び住民接種の接種対象者および接種体制等を提示。

医療

- 6. 医療体制に関するガイドライン
 - : 医療提供体制を整備し、発生段階や役割分担に応じた適切な医療を提供。
- 7. 抗インフルエンザウイルス薬に関するガイドライン
 - : 抗インフルエンザウイルス薬を備蓄し、流通体制を整備するとともに、医療機関における適切な投与方法を周知。

国民生活及び国民経済の安定の確保

- 8. 事業者・職場における新型インフルエンザ等対策ガイドライン
 - :事業継続計画の策定や対策体制の確立等、事業者や職場における社会・経済機能の維持等に向けた取組を促進。
- 9. 個人、家庭及び地域における新型インフルエンザ対策等に関するガイドライン
 - :個人、家庭や地域に求められる準備や発生時における適切な行動を啓発。
- 10. 埋火葬の円滑な実施に関するガイドライン
 - :死亡者が多数となった場合の埋火葬に関する体制を整備。

5. 予防接種に関するガイドライン

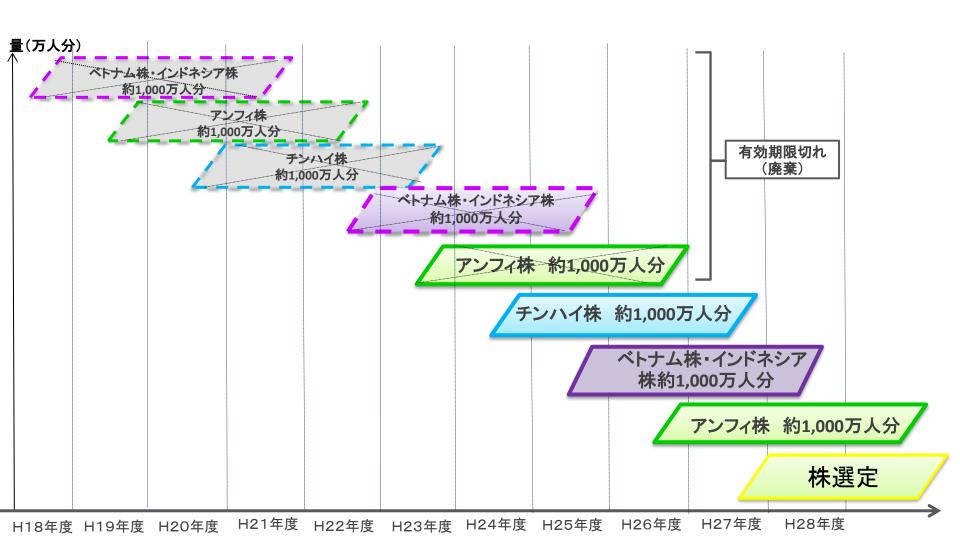
新型インフルエンザが発生した際には、国は、地方公共団体、医療機関等の関係機関や、国民の協力を得て、可能な限り速やかに特定接種や住民接種を実施。

- 〇 ワクチンの研究開発を促進する。細胞培養法によるワクチンの生産体制を整備する。
- プレパンデミックワクチンの備蓄を行う。発生時においてパンデミックワクチンの確保のため、国立感染症研究所はワクチン製造株を作製し、厚生労働省は、製造販売業者に生産の要請を行う。
- 〇 未発生期より国は、都道府県、市町村、卸売販売業者等と連携し、ワクチン の供給体制を整備する。
- 特措法に基づき、医療の提供並びに国民生活及び国民経済の安定を確保 するため、政府対策本部長が必要があると認めた時にガイドラインに定める 業務に従事する者に特定接種を実施する。

未発生期に特定接種の登録対象となる事業者を登録、接種体制を整備し、発生時に実施する。

○ 住民接種について、特措法及び予防接種法に基づき、市町村を実施主体と して、集団的予防接種の接種体制を整備し、発生時に実施する。

H5N1プレパンデミックワクチンの備蓄状況



7. 抗インフルエンザウイルス薬に関するガイドライン

抗インフルエンザウイルス薬を効率的・効果的に使用するため、国、都道府県、医療機関、 医薬品卸売販売業者等による適切な備蓄・流通・投与を促す。

【備蓄】

○ 国民の45%に相当する量を目標として国と都道府県で均等に備蓄する

【流通】

発生前 〇 都道府県は発生時における安定供給体制の整備を図る

〇 国は、流通状況を確認し、卸業者、医療機関等に対し適正流通を指導する

発生後 〇 都道府県は、市場に流通している在庫量が一定量以下になった時点で備蓄している抗インフルエンザウイルス薬を卸業者を通じて医療機関等に配送する 〇 国は、全国の患者発生状況等を把握し、都道府県からの補充要請に応じて

国の備蓄分を放出する

(有効性が期待される場合)

【投与】

治療方針 O 治療薬の選択や治療方針に関する専門的な知見を情報提供する。

予防投与 新型インフルエンザウイルスの曝露を受けた次の者に対しては、海外発生期の対象者 及び地域発生早期には予防投与の対象とする 〇 患者の同居者 (地域感染期以降は予防投与の効果等を評価し決定) 〇 濃厚接触者 〇 医療従事者等・水際対策関係者 〇 世界初発の場合の重点的感染拡大防止策が実施される地域の住民

抗インフルエンザウイルス薬の備蓄目標の経緯

平成17年度

新型インフルエンザ対策として備蓄開始

目標量:2,500万人分(国民の23%に相当する量)

薬 剤:タミフル

	タミフル	リレンザ	合計
国	1,050万人分	ı	1,050万人分
都道府県	1,050万人分	_	1,050万人分
流通	400万人分	_	400万人分
合 計	2,500万人分	_	2,500万人分

平成20年度

備蓄目標の引き上げ(23→45%)、備蓄薬にリレンザを追加

目標量:5,861万人分(国民の45%に相当する量)

薬 剤:タミフル、リレンザ

		タミフル	リレンザ	合計
[3		2,680万人分	268万人分	2,948万人分
都道	府県	2,380万人分	133万人分	2,513万人分
流	通	400万人分	0万人分	400万人分
合	計	5,460万人分	401万人分	5,861万人分

平成24年度

備蓄薬のリレンザの割合を2割に引き上げ

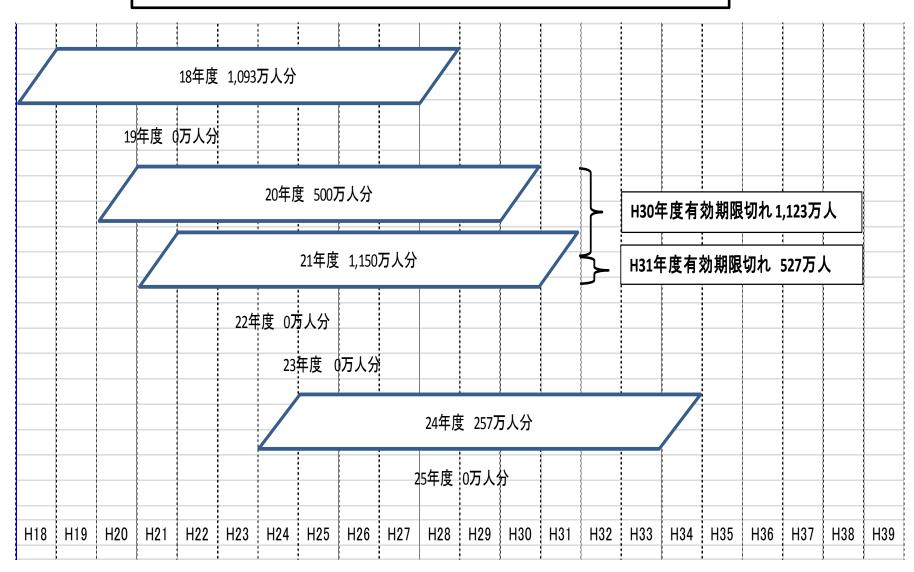
目標量:5,700万人分(国民の45%に相当する量)

薬 剤:タミフル、リレンザ

		タミフル	リレンザ	合計
国		2,120万人分	530万人分	2,650万人分
都道府県		2,120万人分	530万人分	2,650万人分
流	通	320万人分	80万人分	400万人分
合	計	4,560万人分	1,140万人分	5,700万人分

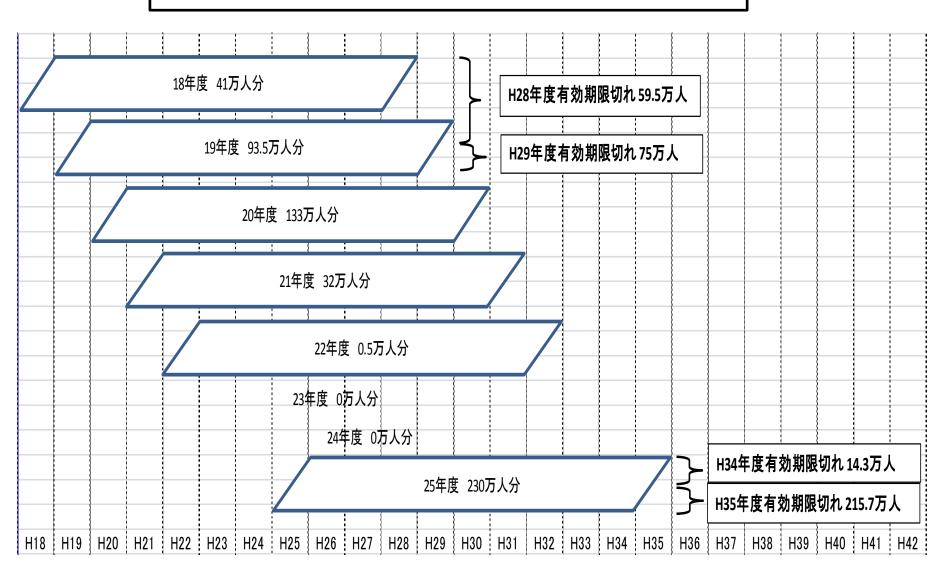
抗インフルエンザウイルス薬(タミフル)の備蓄

タミフル3,000万人分備蓄状況



抗インフルエンザウイルス薬(リレンザ)の備蓄

リレンザ530万人分備蓄状況



厚生科学審議会感染症部会新型インフルエンザ対策に関する小委員会の設置について (平成27年4月2日厚生科学審議会感染症部会決定)

1. 背 景

今般、新型インフルエンザ対策における抗インフルエンザウイルス薬やプレパンデミックワクチンの備蓄方針等を検討するに当たって、特定の製造業者や製品について、企業の営業上の秘密に関する議論が必要となることから、委員に対して守秘義務などの規定を適用するため、法令に根拠のある会議を設置する必要がある。

※抗インフルエンザウイルス薬及びプレパンデミックワクチンの備蓄については、一部、使用期限切れとなることから、これまでの知見等を踏まえ、今後の備蓄方針を検討する必要がある。

2. 内 容

厚生労働大臣の諮問機関である厚生科学審議会感染症部会の下に、新たに「新型インフルエンザ対策に関する小委員会」を設置する。

体 制

会 議 名:厚生科学審議会感染症部会新型インフルエンザ対策に関する小委員会

会議の位置付け:法令に根拠のある審議会

任 命 権 者:厚生労働大臣

委員の位置付け: 国家公務員(非常勤)

新型インフルエンザ等対策に係る検討体制

内閣官房

新型インフルエンザ等対策有識者会議

(平成24年8月3日新型インフルエンザ等対策閣僚会議決定)

【検討事項】①政府行動計画に関する事項 ②新型インフルエンザ等対策の円滑な 推進を図るために必要な事項

基本的対処方針等諮問委員会

【検討事項】①基本的対処方針に関する事項 ②新型インフルエンザ等の発生時の対策に必要な 事項

社会機能に関する分科会

【検討事項】特定接種の登録事業者の登録基準に係る事項等

医療・公衆衛生に関する分科会

※事務局:厚生労働省

【検討事項】医療等の提供体制の確保に係る事項等(<u>政府行動計画、ガイドライ</u>ンの改定を要する事項)

【具体的な検討テーマ】 ○プレパンデミックワクチンの備蓄量の変更等 ○抗インフル薬の備蓄目標の変更 等

厚生労働省

厚生科学審議会

(厚生労働省設置法(平成11年法律第97号)第8条)

【検討事項】①疾病の予防及び治療に関する研究等 科学技術に関する事項 ②公衆衛生に関する事項

感染症部会

【検討事項】①感染症の予防及び感染症の患者 に対する医療に関する事項 ②検疫法及び感染症法に関する事

頂

新型インフルエンザ対策に関する小委員会

【検討事項】①新型インフルエンザの発生に 関する事項

> ②<u>政府行動計画、ガイドライン</u> <u>の範囲内</u>における専門的・技 術的な事項

【具体的な検討テーマ】

○プレパンデミックワクチンの備蓄株の選定 ○抗インフル薬の備蓄品目の選定 等

連携

組織の構成

厚生科学審議会

- •国家行政組織法(昭和23年法律第120号)第8条
- •厚生労働省設置法(平成11年7月16日法律第97号)第8条第2項
- •厚生科学審議会令(平成12年6月7日政令第283号)
- •厚生科学審議会運営規程(平成13年1月19日厚生科学審議会決定)

感 染 症 部 会

- •厚生科学審議会令(平成12年6月7日政令第283号)第6条
- •厚生科学審議会運営規程(平成13年1月19日厚生科学審議会決定)第2条
- •厚生科学審議会感染症部会運営細則(平成25年4月24日感染症部会長決定)

新型インフルエンザ対策に関する小委員会

- •厚生科学審議会感染症部会運営細則(平成25年4月24日感染症部会長決定)第1条
- ・厚生科学審議会感染症部会新型インフルエンザ対策に関する小委員会の設置について(平成27年4月2日厚生科学審議会感染症部会決定)

公衆衛生対策作業班(仮称)

【新設】

※サーベイランス、広報、リスクコミュニケーションを含む。

ワクチン作業班(仮称)

【新設】

医療・医薬品作業班(仮称)

【新設】

当面の検討課題について

プレパンデミックワクチンの備蓄について

現行の備蓄方針

行動計画: H5N1由来の新型インフルエンザ発生に備え、プレ

パンデミックワクチンを備蓄する。

背景

平成26年7月の新型インフルエンザ専門家会議にて、以下了承済み。

- ①今後、幅広い交叉免疫性のある備蓄株に絞り込むことを目指し、交叉免疫性に関する知見を収集し、平成27年度以降の備蓄方針について再度議論。
- ②今後、H5N1細胞培養法ワクチンの参入を踏まえる。



交叉免疫性に関する知見の集積のため、臨床試験を実施(H27.3まで)

交叉免疫性を踏まえた、備蓄ワクチン株の種類や量について

抗インフルエンザウイルス薬の備蓄について

現行の備蓄方針

- ◆「新型インフルエンザ等対策政府行動計画」(H25.6閣議決定)に基づき、国 民の45%に相当する量を目標として、抗インフルエンザウイルス薬を備蓄。
- ◆「新型インフルエンザ等対策 抗インフルエンザ薬ガイドライン」(H25.6関係 省庁対策会議決定)に基づき、<u>備蓄目標量は5,700万人分(※)とし、流通備</u> 蓄分400万人分を除き、国と都道府県で均等に備蓄。
 - (※)総務省住民基本台帳に基づく人口(平成24年3月31日現在)の45%
- ◆「抗インフルエンザウイルス薬の備蓄の考え方等について」(H25.3結核感染症課長通知)に基づき、備蓄薬剤と割合(タミフル8割・リレンザ2割)を決定。

背景

✓ 平成28年度に、現在備蓄中のタミフル、リレンザの有効期限が切れ、備蓄 目標を下回る。



これまでの知見等を踏まえた、今後の備蓄の在り方について

検討のスケジュールについて

〇 平成27年4月21日作業班の設置

- 〇 平成27年夏頃
 - ワクチン作業班及び医療・医薬品作業班を数回開催し、 本委員会案を取りまとめ、感染症部会に報告
 - 感染症部会で本委員会案を検討

※ 必要に応じ、新型インフルエンザ等対策有識者会議に報告